

平成30年（行ノ）第88号 行政上告受理申立て事件

申立人 井原 毅士生

相手方 国

上告受理申立て理由書

平成30年8月5日

最高裁判所 御中

住所 〒590-0013 大阪府堺市南区晴美台4丁 1-11-1102

上告人兼申立人 井原 毅士生 ⑩

電話番号 072-295-7060

携帯番号 090-8466-7695

送達場所 471-0041 愛知県豊田市汐見町 4-74-2

木戸 義明

目次

第 1	事件の概要	5
1	本事件の概要及び原審までの経緯	5
2	原審の判断	5
第 2	原審判決の概要	5
1	「規定が明確」、「裁定は確認行為にすぎない」、「裁定を受けさえすればその支分権を行使できる」等（原審第 3 の 2(1)）」について	5
2	「知った時から起算：改正法の考え方（原審第 3 の 2(2)）」の正当性の否定について	6
3	「権利行使の妨害が信義則違反（原審第 3 の 2(3)）」であることについて	6
4	「年金法の受給権保護規定違反は信義則に反する（原審第 3 の 2(4)）」ことについて	7
5	「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」（原審第 3 の 2(5)）」について	7
6	「精神の障害で病識もない場合が事実上の障害か（原審第 3 の 2(6)）」について	7
第 3	原審の違法と主な矛盾点について	8
1	本書第 2 の 1（「規定が明確」、「裁定は確認行為にすぎない」、「裁定を受けさえすればその支分権を行使できる」等）について	9
(1)	「法の規定が明確に設けられている」について	10
ア	初診日証明について	10
イ	障害認定日について	11
ウ	規定の明確性について	11
(2)	「裁定は、…確認するものにすぎない」について	12
ア	最高裁判決自体の正当性と判例としての評価は異なることについて	

.....	12
イ 確認行為型の裁定には一定の裁量権があることについて.....	12
A 裁定における老齢年金との違い.....	13
B 老齢年金には初診日証明義務も障害等級認定も存在しないこと...	13
D 当然発生型の行政処分と混同した誤判断の存在.....	14
E 裁定に裁量権のあることを示す特徴的な事実について.....	15
F 多数の要素の総合評価は裁量そのものであることについて.....	16
(3) 「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行する」について	17
ア 法第 36 条の規定は、期限の定め規定であること.....	17
イ 法第 36 条には、ただし書が存在すること.....	18
ウ ただし書の適用解釈（適用場面）について.....	18
エ ただし書の具体的な支払期月の解釈について.....	19
オ 期限の定めのある債権の消滅時効の起算日について.....	19
カ 原審の誤りの原因等について.....	20
キ 類似（平成 29 年最高裁判例の第一審）事件を担当した裁判官ですら 相手方の主張する支払期月の解釈に疑問を持っていたことについて..	20
(4) 「その判断に裁量がないということに変わりはなく」について	21
ア 障害年金と老齢年金との違い.....	21
イ 支分権の独立性について.....	21
ウ 老齢年金に権利の混同を認めるのは曲論であることについて....	22
エ 原審を認めると時効中断の方法が全くなくなることについて....	22
(5) 「それは確認できるだけの資料がなかっただけのこと」について	23
ア 障害の状態を確認できる資料があっても裁量で棄却されていること について.....	23

イ	資料が確認されても多くの棄却の事実が存在することについて..	23
2	本書第2の2（知った時から起算）について.....	24
3	本書第2の3（権利行使の妨害）について.....	25
4	本書第2の4（年金法の保護規定違反）について.....	25
5	本書第2の5（「法36条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」）について.....	25
6	本書第2の6（精神の障害による裁定不能が事実上の障害か）について.....	25
第4	原審の違法と民訴法第318条との関係について.....	26
1	原審に最高裁判例と相反する判断があることについて.....	27
2	「最高裁判例がない場合にあっては、控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断がある事件」について.....	27
3	「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について.....	29
(1)	原審の判断は最高裁判所判例解説（甲7）の見解に反すること.....	29
(2)	原審の判断は法務省実務研究会の見解（甲5）に反すること.....	30
(3)	原審の判断は社会保険審査会審査長経験者の見解に反すること.....	30
(4)	原審の判断は我が国最上級の学者の見解に反すること.....	31
(5)	原審は支分権の問題を基本権の問題に理由なく置き替えていること.....	31
(6)	原審の判断に従えば時効中断の方法がなくても消滅時効が進行することになってしまうこと.....	32
第5	結語.....	32

(第3までの論旨は、上告理由書と共通)

第1 事件の概要

1 本事件の概要及び原審までの経緯

本事件の概要及び原審までの経緯は、概ね、「原審第2 事案の概要等」に記載されたとおりである。

2 原審の判断

原審の判断は、第一審の判断を踏襲し誤っており、過去の類似事件の高等裁判所の判断に反し、申立人が控訴審で加えた主張については、概ね理由を述べているが、控訴人の主張を正確に把握していないまま理由を述べ、重要な、基本的事項につき事実認定に経験則違反、並びに事実認定等の理由に食違い（理由の不備、及び理由の齟齬）、及び理由の欠落があるので、直ちに、上告状兼上告受理申立書を提出したものである。

第2 原審判決の概要

以下に原審の概要を記すが、下線部に誤判断の根本原因としての問題がある。以下に誤判断の要点を挙げる。

なお、争点2については、詳述を割愛する。なぜならば、争点2に係る原審の棄却理由は、「裁定請求時には既に時効消滅している」ことを前提としているので、実際は、時効消滅していなければ、それが覆るからである。

1 「規定が明確」、「裁定は確認行為にすぎない」、「裁定を受けさえすればその支分権を行使できる」等（原審第3の2(1)）について

上記について、原審判決は、第一審判決を引用して、受給要件等につき年金法の規定が明確に設けられていること及び裁定は確認行為にすぎないことに鑑みると、裁定を経していない支分権もその支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、支分権が順次潜在的抽象的に発生するものと観念できる。

そして、裁定を受けさえすれば、その支分権を行使できるところ、裁定請求をするかどうかは専ら受給権者の意思にゆだねられていると被控訴人の主張を認めた判断をした。

従って、本件支分権は、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行すると解するのが相当であると判示した。

控訴人は、裁定の法的性質等について、理由を挙げて、障害年金と老齢年金の違いについて説明、主張しているが、原審は、「別異に解する理由はない」と判示し、その理由として、「受給権の発生要件が社会保険庁長官による確認の対象になっており、その判断に裁量がないということに変わりはなく、裁定請求者が主張した初診日及び障害の状態が社会保険庁長官によりそのとおり確認されない事例があるとしても、それは確認できるだけの資料がなかったというだけのことであって、社会保険庁長官による裁定の法的性質が老齢年金の裁定請求の場合や精神以外の理由による障害年金の場合と異なることになるわけではない。」と判示した。

2 「知った時から起算：改正法の考え方」（原審第 3 の 2(2)）の正当性の否定について

控訴人の主張するところのものは、事実上の障害であって、法律上の障害ではないし、そのことにより権利の性質上その権利行使が現実に期待できないというものでもないから、消滅時効期間の進行が妨げられるものではない。

なお、控訴人の主張する改正民法によっても、同項 2 号に該当する場合は、時効消滅するものとしていることは明らかであるから、同項 1 号の規定から控訴人の主張の正当性が裏付けられるわけではない。

3 「権利行使の妨害が信義則違反」（原審第 3 の 2(3)）であることについて

本件裁定請求の時点で本件不支給部分は既に時効消滅しているから、控

訴人の主張する回答や通知により控訴人の権利行使は何ら妨げられていない。

4 「年金法の受給権保護規定違反は信義則に反する」(原審第3の2(4))
ことについて

この規定は差し押さえること等を禁止しているだけで、会計法 30 条及び 31 条の規定の適用を排除していないから、年金の受給権が重要な権利であるというだけで、信義則違反とはならない。

5 「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」(原審第3の2(5)) について

控訴人の挙げる関係条文等の規定が、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない。

「…法定代理人が選定されてから6か月間は消滅時効が完成しない旨を述べるものであり」、控訴人の上記主張は採用することができない。

(判決文の「前記第2の3(2)ウ」(6頁下から2行目)は、「前記第2の3(3)ウ」の誤記と思われる。)

6 「精神の障害で病識もない場合が事実上の障害か」(原審第3の2(6))
について

「障害年金の受給は当該傷病について医師の診察を受けていることが前提とされているのであるから、裁定請求者が当該傷病にあることを認識しているのが通常のことである」等のため、事実上の障害である。

第3を述べるに先立ち、本書全体の論旨を分かり易くするため、本書の核心について記す。

原審は、民訴法第318条第1項のいう、「法令に解釈に関する重要な事

項を含む」誤判断がある。

なぜならば、原審の判断は、昭和 45 年最高裁大法廷判例に反し、類似事件の高裁判例にも反する。事案の異なる平成 29 年最高裁判例を吟味なく適用し、法令の解釈に関する重要な事項を含ませることとなる誤判決であるからである。

不合理な誤判断の具体例を挙げる。

- ① 精神の障害に係る障害年金では不明確な規定を明確であると断言していること
- ② 確認行為型の裁定には一定の裁量権があるがないと判示したこと
- ③ 裁定請求しても裁定されないことが 12.5%もあるが、裁定さえすれば裁定されると断言したこと
- ④ 支払期月の解釈を所定の各支払期月と決め付けていたこと
- ⑤ 初診日証明義務や障害等級認定のある障害年金を老齢年金と差異がないと断言したこと
- ⑥ 初診日証明を含む裁定は法定条件であることを見逃していたこと
- ⑦ 原審に従えば、時効中断方法がなくても消滅時効が進行し完成してしまうこと

上記①～⑦は、論理法則や経験則に反し、法律的解釈とはいえないものであるので、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」ものと評価される。

従って、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」誤判断は正されねばならないので、本件上告受理申立てをお受け願いたい。

第 3 原審の違法と主な矛盾点について

一口でいって、本書第 2 の 1 で示した原審の判示内容は、老齢年金についていえることで、障害年金については、原審判示の結論は成り立たず、

潜在的抽象的に観念することもできない。従って、法 36 条所定の支払期（原則的な支払期月）が到来した時から進行を開始するともいえない。

申立人は、障害年金においては、少なくとも、本書第 2 の本項該当部分の下線部の判示が判決理由としては食違が生じているので、それをできるだけ控訴審までの主張と重ならないように主張する。

1 本書第 2 の 1（「規定が明確」、「裁定は確認行為にすぎない」、「裁定を受けさえすればその支分権を行使できる」等）について

原審には、多数の違法がある。これについて、原審は、問題の根幹部分については第一審判決を引用している。控訴審により付け加えられた主張以外の部分については、「第一審判決の『事実及び理由』欄の『第 3 当裁判所の判断』に記載のとおり」（4 頁 14 行目）であるから、これを引用するとする。

この第一審の判決では、最高裁平成 3 年（行ツ）第 212 号同 7 年 11 月 7 日第三小法廷判決（以下「平成 7 年最高裁判例」という）の判決文、及び最高裁平成 29 年（行ヒ）第 44 号同年 10 月 17 日第三小法廷判決（以下「平成 29 年最高裁判例」という）の判決文を適用し、本件支分権の消滅時効は、「厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行するものと解するのが相当である」と判示する。

上告理由上の問題は、申立人が訴状で主張した内容を、的確な理由を示さず「独自の見解」であり、採用することができないとしたところにある。

長年行政が正しいこととしてやってきたことに異を唱えれば、独自の見解にならざるを得ず、この場合のこの言葉の意味するところのものは、一般に判決文で多用されている「独自の見解」とは内容が異なる。

従って、原審の説示は、障害年金においては、食違いが生じており、主文を導き出す理由となっていなかったもので、これを第 3 以降で主張する。

(1) 「法の規定が明確に設けられている」について

原審の引用する第一審判決では、「…法に明確な規定が設けられており、…」(第一審判決 6 頁 11 行目) と判示する。

障害年金について、この明確性を「明確性あり」と認めるのには、関係規定によって、受給権の有無や、障害等級が少なくとも裁定請求の時には分かる内容でなければならない。なぜなら、それを満たさなければ、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなせる理由がなくなるからである。

原審の引用する平成 7 年最高裁判例の記述は一般的・共通的なことを述べており、これは、通算老齢年金に係る部分の記述であるので、老齢年金一般に関してはいえることである。しかし、本件精神の障害に係る障害年金については、法の関係条文の内容も運用規定の内容も老齢年金とは全く異なる(42 条 vs 47 条、障害認定基準(甲第 40 号証)、精神の障害に係る等級判定ガイドライン(甲 6))。

そして、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とするためには、受給権の有無や、障害等級が少なくとも裁定請求の時には分かる内容になっている必要があるが、障害年金の場合はそのようになっていない。

これを重要な部分について、日本年金機構の発行する「障害基礎年金お手続きガイド」(甲第 41 号証)により老齢年金には存在しない障害年金特有の仕組みについて説明する。この資料は、「障害基礎年金」とされているが、以下で述べる事項に関しては障害厚生年金においても変わらない。

ア 初診日証明について

障害年金を請求するには、受給権者が医証を提出して初診日を証明する義務が課されている。初診日は単純ではなく、初診日の特定も困難な場合もある。相当因果関係のある傷病に関して、それより以前に医師の受診が

あれば、前へ前へと初診日は変わっていく（**甲第 41 号証**、9 頁～12 頁）。また、カルテがなかったり、病院が廃業していたりして初診日証明をいただけないこともある。

1 例を示す。少なくとも 12 以上の医療機関を受診して病名と原因を必死で探したが結果が得られず、受診先一覧表（**甲第 42 号証**、この事例は**甲第 51 号証の 1**ないし**甲第 51 号証の 3**事件である）の 13 番目に受診した古町心療クリニックの村竹辰之院長によって、初めて病名が「特定不能の広汎性発達障害（F84）」と特定された例である。それも経過等を観察し、約 2 年後の判断である。

病名も原因も明らかにならない内に裁定請求はできない。初診日も分からないのである。本件についても、某大学病院の精神科にかかっていたので、精神科から診断書を徴したが、結果、その科の初診日ではなく、同大学病院の耳鼻科での受診が相当因果関係がある傷病とみなされ、同科の初診日が、障害年金請求上の初診日と確定した。

イ 障害認定日について

障害認定日についても、平成 29 年最高裁判例のような身体（左下腿切断）の障害の場合であれば、**甲第 41 号証**、4 頁のように明確であるが、精神の障害の場合は、このような明確な決まりがないので、ほとんどの場合、初診日から 1 年半経過日とされている。

しかし、前述は一例であるが、初診日さえ特定できない場合も多くあるので、その場合は、障害認定日も特定できないことになる。

ウ 規定の明確性について

初診日や障害認定日が決まらなければ、その後のことは、一步も進まず、裁定がされることはない。原審に従えば、それでも支分権の消滅時効が進行し、完成することになってしまう。

原審のいう規定の明確とは、規定に従えば、裁量の余地はなく必ず裁定

されることを意味しているが、その点、障害年金の規定は、明確に設けられているとはいえない。

(2) 「裁定は、…確認するものにすぎない」について

ア 最高裁判決自体の正当性と判例としての評価は異なることについて

上記の判示（第一審判決 6 頁 11 行目）部分は、平成 7 年最高裁判例の通算老齢年金に関する部分の記述であり、平成 29 年最高裁判例は、保険事故及び裁定の性質・機能・効果については、老齢年金と酷似した部分があるので、議論の経緯を考えれば、平成 29 年最高裁判例自体の判決理由に判断の誤りはあったとはいえない。

しかし、事案の異なる精神の障害については、この判例を適用できるだけの実体（規定の明確性及び裁定の確実性）がない。平成 29 年最高裁判例が出されて以降、ほとんどの下級審がこれを適用して、誤った多くの判決を出している現実を見逃すわけにはいかない。多くの悲惨な問題を発生させている現実を一刻も早く修正する必要がある。

イ 確認行為型の裁定には一定の裁量権があることについて

原審は、裁定の法的性質について、本書「第 2 の 1」のとおり「裁定は確認行為にすぎないことに鑑みると、裁定を経ていない支分権もその支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、支分権が順次潜在的抽象的に発生するものと観念できる。

そして、裁定を受けさえすれば、その支分権を行使できるところ、裁定請求をするかどうかは専ら受給権者の意思にゆだねられていると被控訴人の主張を認めた判断をした。

従って、本件支分権は、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行すると解するのが相当である」と判示した。

申立人は、確認行為型の裁定に一定の裁量権があることに関しては、最高裁判所判例解説（甲第7号証、939頁～941頁）を引用し十分に説明しているが、原審判決は、この説示（甲7）に従えば、主文が全く反対の結論になるところ、この書証の説示に誤りがある旨の指摘や、この書証の考え方を採用しない理由は付せず裁量権なしとした。実際は、「付せず」というより、矛盾が生じるので付すことができないのである。

A 裁定における老齢年金との違い

障害年金の裁定に一定の裁量権のあることを最も分かり易く説明するには、老齢年金と障害年金の違いについて説明するのがベストである。年金について勉強すれば直ぐにでも分かるこの違いを、法律の専門家は「別異に解する理由はない」（4頁下から1行目）と判示する。

問題の裁定が、国年法16条及び厚年法33条という同じ条文に基づく処分であるという意味では、老齢年金の場合でも障害年金の場合でも差異は生じていない。しかしそれは、それぞれの支給要件の規定が別建てであることを見逃している。

この「裁定」に係る条文に基づけば、本来、老齢年金においても立法政策上裁量権はあるのだが、老齢年金においては、その権限を行使する必要がなく、発揮されていないだけのことである。原審はこのことを見逃しているので、差異のない説明になっていない。

同じ現象だからといって、この違いを混同すると、原審のように「差異はない」という結論になってしまう。この違いは、規定上も経験則上も明らかであるが、更に明確化する。

B 老齢年金には初診日証明義務も障害等級認定も存在しないこと

第一に、障害年金には初診日があることであるが、これについては、上記第3の1（1）アを引用する。

第二は、裁定の最も重要な部分が、障害等級認定であるが、これは原審の判事内容とは異なり、処分行政庁には一定の裁量権があることである。障害認定基準（甲第 40 号証）には、色々な側面から細かな基準が記載されているが、それでも客観的な等級の判定は不可能で、最後は、「その原因、諸症状、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等」により、**総合的に**認定する旨の規定であるので、裁量権のあることは疑う余地がない。そして、不服申立て中に、保険者自らが「処分変更」をすることがあるのだから、これは違法ではなく、裁定に裁量権のあることは、動かし難い事実である。

C 医証も取れない内に時効だけが進行していつてしまう矛盾

障害年金では、初診の病院等が廃業したり、経営者が変わっていたり、カルテが保存してなかったりすることは頻繁で、その場合は、当然初診日証明もできない。原審によれば、そのような場合においても支分権の消滅時効はどんどん進んでいつてしまい、基本権の発生日の翌月から 5 年が経過すれば支分権の時効は完成することとなってしまう。

D 当然発生型の行政処分と混同した誤判断の存在

原審は障害年金の裁定請求には、裁量権が全くないと判示する。そして、札幌高裁（乙第 37 号証、4 頁下から 9 行目）においても、「画一公平な処理を図るために基本権の取得につき厚生労働大臣による裁定を受ける必要があるとするなどの厚生年金保険法の規定及び趣旨に照らすと、処分行政庁は、厚生年金保険法 47 条に定められている障害年金の受給要件が満たされているかどうかの判断や、障害年金の受給要件が満たされているときに障害年金の裁定をするか否かの判断について、裁量権を付与されているものではないと解される。」との同様の誤判断が見られるが、この解釈は、最高裁判例解説（甲第 7 号証）でいう当然発生型の立法政策の場合に

当て嵌まるものであり、他の立法政策による裁定等に当然に当て嵌まることではないので、明らかに法解釈を誤っている。

E 裁定に裁量権のあることを示す特徴的な事実について

これを実務上証明している最たる事例が、上記で述べた、保険者が不服申立ての途中で、自ら処分変更することがある（甲第 43 号証、甲第 44 号証の 1 及び甲第 44 号証の 2）ことである。これは、裁量権なくしてなし得ない。正しく裁定には一定の裁量権のあることを証明する最も端的な事実である。

本件障害年金の障害等級認定においては、障害基礎年金についてはあるが、厚生労働省（以下「厚労省」という）が障害等級認定に地域差があり、平成 22 年度～平成 24 年度平均で 12.5% の不支給のあったこと、及びその格差は最大 6 倍強に達していたことを平成 27 年 1 月 14 日に公表（甲第 45 号証）している。

厚労省が、上記の地域格差等を認定医による判断の相違を原因と認め、平成 29 年 4 月から、障害基礎年金においても東京の障害年金センターが一元的に審査決定することに改善した事実からも、原審のいう「裁定に裁量権はない」との判断は、これらの顕著な事実と反する。

これには、後日談があり、平成 30 年 7 月 4 日（水）、一元的審査により、障害年金の打ち切り問題が発生してしまった。これについて、全国心臓病の子どもを守る会が、厚労省と交渉をしており、厚労省が一定の回答を出し、これについて厚生労働大臣が国会（厚生労働委員会）で答弁をしている（甲第 46 号証、本文 4 行目、甲第 47 号証、本文 1 行目）。従って、厚生労働大臣及び事務方も裁定に裁量権のあることを認識していることに間違いはない。

従って、原審の判断は上記の顕著な事実と食い違っている。

本件の特徴は、争点が法律的な解釈の正否であるところにある。そして、その中心的なテーマは、判決を正反対にするほどの影響力を持つ、「障害年金における裁定の裁量権の有無」、「裁定の法定条件該当性」、及び「年金法の定める支払期月の期限の定めの有無」である。

これらについて上告人の挙げた証拠は、判決を逆転させるほど重大なものである。民訴法第 247 条の自由心証主義には、一定の合理的な限界がある。本来は、提出された証拠価値の大小を考慮しながら適切に評価して合理的に心証を得るべきところ、証拠価値が高いはずのもの（甲 7）を適切に評価せず、逆に、証拠価値が決定的に高いものでないもの（事案の異なる平成 29 年最高裁判例）を過大評価したのは、心証の採り方として不合理である。

F 多数の要素の総合評価は裁量そのものであることについて

精神の障害については、等級認定に係る詳細な「ガイドライン」（甲第 6 号証）が出されていても、明らかな地域差があったのであり、このような決まりがあっても、なお、障害等級の目安についても、「必要に応じて診断書を作成した医師に内容確認をするなどしたうえで、「⑩ 障害の状態ウ 3 日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書等の記載内容から様々な要素を考慮のうえ、総合評価を行う。」のである。

総合評価の際に考慮すべき要素としては、「考慮すべき要素は例示であるので、例示にない診断書の記載内容についても同様に考慮する必要がある、個別の事案に即して総合的に評価する。」ことになっているのだから、原審の「確認できる資料がなかっただけ」との憶測は明らかに間違っており、障害年金の裁定に裁量があることは動かし難い事実である。

(3) 「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行する」について

原審は、本項の表題の「所定の支払期」を厳密に考察していない。他の表現からは、同条 3 項の原則的な支払期月を意味するものと思われるが、この条文には、ただし書が存在するのだから、これは条文全体を見ていない独善的な解釈である。原審は、その独善的な解釈に基づいて、「…法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない。」としているが、「法 36 条所定の支払期」の定義自体が、申立人や一般的見解とは食違っているのだからこの説示は意味をなさない。

この曖昧な観念に基づいた誤用を排斥し、以下で合理的な解釈について詳述する。

ア 法第 36 条の規定は、期限の定め規定であること

法第 36 条は、この条文のタイトルどおり「年金の支給期間及び支払期月について規定したもの。」(甲第 48 号証の 1、187 下段 11 列目)である。この支払期月は、期限そのものであるので、期限の定めのある債権である。同条 3 項では、原則的な支払期月を定め、例外的な支払期月を「ただし書」として定めている。これは、いずれにしても、期限の定めである。

基本的に、債務の期限を債務者が自由に決められることは、商人間でも私人間でも通常の見解では考えられない。債務者が支払期限を自由に決められるのであれば、債権者が不測の損害を被ることになってしまうからである。

このことは、公的機関と私人間でも同様である。従って、この事実を否定することはできない。

法の定める原則的な支払期月は勿論のこと、3 項ただし書の定める支払期月についても、期限の定めのある債権である。後者については、不確定期限にはなるが、期限の定めが存在する。

年金の支払期月の規定が、期限の定めのある債権であることを分かり易くするために他の法令と比較する。例えば、地方公務員災害補償法では、法令自体に期限の定めはない。従って、障害補償及び福祉事業決定通知書に「支払日（振込日 平成9年4月30日）」（**甲第49号証**）等として、必ず記載される仕組みになっている。この場合、この通知がされた時に初めて、期限の定めのない抽象的な債権から期限の定めのある具体的な債権に変わるのであるが、公的年金では、予め年金法により支払期限が定められているのである。

イ 法第36条には、ただし書が存在すること

原審判決のいう所定の支払期は第一審の判断を踏襲して推論を進めており、ただし書については検討の対象になっておらずその存在すら意識していない。これでは合理的な判断が導かれるわけがない。本件に係る合理的な支払期月は、申立人の主張するただし書である（**甲第48号証の2**、**甲第48号証の3**）ので、正反対である。

第一審の判決文を読むと、関係法令に本条ただし書が挙げられておらず、最も重要な関係条文が認識もされていなかったことになる。

ウ ただし書の適用解釈（適用場面）について

これに関しては、このただし書は、裁定の遅れ等のために事務が遅れた場合に適用される例外的規定（**甲第48号証の2**、**甲第48号証の3**）であり、限定列举の規定である旨、「…3項ただし書は、同項本文所定の支払期月が経過したものの、裁定手続の遅延等によって未払いになっている年金や、失権や支給停止が生じた場合における直前の支払期月の年金については、同項本文所定の直近の支払期月を待つまでもなく直ちに支払う旨定めたものであるから、…」との説示をした下級審判決（名古屋高裁平成27年6月17日判決 平成27年（行コ）第6号、判決文4下から11頁行目）も見られるが、この解釈は、発想の根本から誤った判決である。

この規定は、上記アのとおり、支払期限の規定であるので、支払期月については、全ての場合が網羅されている。従って、ただし書は、限定列举の規定ではなく、例示的规定（甲第 48 号証の 2、甲第 48 号証の 3）なのである。

従って、本件における具体的な支払期月は、ただし書を適用し、裁定時（ただし、初日不算入）が起算点（甲第 5 号証、252 頁左から 2 列目）となる。

これが合理的な解釈であり、裁定前の過去分のありもしない観念上の偶数月を「法 36 条の所定の支払期」とする相手方の主張及び原審の判示は、年金法及び民法の定めと論理が噛み合わず、現実の問題としても起こりえないフィクションであるので、違法は明らかである。

エ ただし書の具体的な支払期月の解釈について

ただし書の具体的な支払期月は、「原則的な支払期月である偶数月まで待つことなく、奇数月でも支払う」という解釈が定着（甲第 48 号証の 2、甲第 48 号証の 3）している（上記の平成 27 年 6 月 17 日付け名古屋高裁の判示にもその旨の表現がある）ので、裁定のあった日の属する月の翌月となることが再確認できる。

オ 期限の定めのある債権の消滅時効の起算日について

期限の定めのある債権については、民法第 166 条 1 項にいう、「権利を行使することができる時」は、期限の到来した時である（甲第 23 号証）。

民法の大家である川島武宜教授は「弁済期の定めは、権利を行使するにさいして、最も一般的にみられる法律上の障碍となるものである。権利者は、弁済期にいたるまで権利を行使しえないから、当該権利の消滅時効は、弁済期の到来をまっではじめて進行を開始する。」（甲第 50 号証、282 頁 6 行目）と述べ、我妻榮、有泉亨両教授は「期限の定めがある債権については、その期限が「確定期限」でも「不確定期限」でも、期限到来の時が「権

利を使用することができる時」である。」(甲第 33 号証、394 頁 6 行目)、「期限の定めのない債権については、債権成立の時が「権利を使用することができる時」(甲第 33 号証、394 頁下から 8 行目)と述べられている。

相手方及び原審は、本件支分権の支払期月を、法第 36 条所定の各支払期月であると、期限の定めのある債権である旨主張・説示しておきながら、本件支分権の起算点に係る主張では、期限な定めのない債権として取扱う等、期限の定めのある債権と期限の定めのない債権を混同している。

カ 原審の誤りの原因等について

原審の誤りは、年金法の支払期月の規定を、上記オ後段の事実があるのにも拘わらず、起算点を探る場面では、期限の定めのない債権と解釈して、民法第 166 条第 1 項の規定を、文字どおりの、「権利を行使することができる時」として考察し、その具体的解釈を、基本権の発生した日の属する月の翌月としたところにある。

「期限の定めのない債権は、上記のとおり、債権成立の時が「権利を行使することができる時」である。」)ので、この考え方によれば、原審の誤った考え方になってしまう。

しかし、期限の定めのある債権については、上記オのとおり、「権利を行使することができる時」は、「期限の到来した時」となるので、原審の判示は、明らかに誤っている。

キ 類似(平成 29 年最高裁判例の第一審)事件を担当した裁判官ですら相手方の主張する支払期月の解釈に疑問を持っていたことについて

平成 29 年最高裁判例の第一審の判決(乙第 38 号証)を読めば明らかのように、この裁判官は、被告の主張した支払期月に疑念を持っていた。判決文では、「…、支分権たる受給権の消滅時効の起算点がその本来の各支払期日である限り、…」(11 頁 2 行目)、「…、裁量権が付与されているものではないと解される、…」(12 頁 14 行目)等重要な根本的部分で、判決に

「である限り」と条件を付けているのである。

このことから、この裁判官が、被告の主張する支払期月が正しい解釈であると納得していなかったことが明らかである。

ところが、よくよく検討してみれば、障害年金について潜在的抽象的観念論を採用できる理由はなく、相手方の主張や原審の判示する支払期月は、この裁判官が疑念を抱いたように、正しい支払期月ではなかったのである。

従って、前提が崩れ、判決は逆転させるべきものであった。

(4) 「その判断に裁量がないということに変わりはなく」について

ア 障害年金と老齢年金との違い

障害年金と老齢年金との違いで顕著な部分は、障害年金には、受給権者本人に病人・障害者という自覚がないことが多いのに加え、老齢年金には存在しない初診日証明義務と障害等級認定があることである。

重複を避けるため初診日証明義務については、前記(2)アを引用する。

未記述の障害等級認定について述べれば、精神の障害に係る障害等級認定に係る規定は曖昧(障害認定基準(甲第40号証)、国民年金・厚生年金保険法 精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下「ガイドライン」という、甲第6号証))で、かつ現実の運用も区々であるので、裁定請求をしたとしても、裁定前には、受給の有無も、障害等級も誰にも分からない。このような状態のまま支分権消滅時効が進行し、時効が完成することは、重要な関係法の規定等に反し違法である。

イ 支分権の独立性について

本件のように、長年行政が運用してきたことに不合理、理不尽があれば、物事の根本から考え直さなければならない。本来基本権と支分権は独立した権利であり、一旦発生した権利については、相互に影響を受けないというのが定説(昭和41年5月「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」民商法雑誌52巻4の2号 青谷和夫著)であり、このこと自体相手方も

認めている事柄である。

元々、本来独立した権利であるので、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなして裁定前に時効消滅させるなどという理屈は正論ではない。

ウ 老齢年金に権利の混同を認めるのは曲論であることについて

しかし、老齢年金については、保険事故の有無、発生時期は客観的に誰の目で見ても明らかであり、実際に裁定請求さえすれば、100%裁定請求が認められる関係にある。そして、そのことは、裁定請求時に万人が知り得ることであるので、何度も何度も裁定請求を促してもそれに応えず、中には、行方不明者等もいる現実を考えれば、この曲論（故意に曲げられた論理）を老齢年金について認めたとしても不合理はなく、双方に便益を与える措置であり、理に適っているのである。

ところが、これを障害年金に当て嵌めた場合、多くの不合理やその人の一生を大きく左右するような理不尽なことが起こり、年金法の目的にも背く事態が発生するのである。

エ 原審を認めると時効中断の方法が全くなくなることについて

現実の裁定請求を考えた場合、老齢年金であれば、上記の理由で、裁定請求時に現実の受給の有無も分かるので、潜在的抽象的観念論を用いても実害は発生しない。しかし、障害年金、特に精神の障害による障害年金の場合は、裁定請求時には裁定がされるかどうか分からないのである。

原審がいうように障害等級に該当するほどの障害の状態にあるとした場合でも、初診日証明ができない状態では裁定請求は出来ず、そうかといって、時効を中断する方法は全くない。このような状態で支分権消滅時効が進行し、完成してしまうことは、あってはならない不合理である。そして、この不合理は歴然としている。

このように障害年金にまで、曲論を採用すべき理由はなく、本件は、正

論に立ち戻り、支分権に対する権利不行使の有無により措置すべき事柄なのである。それに反する現在の運用及び原審が違法であることは明らかである。

裁定の有無が分からない時点では、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなすことはできず、原審の推論は、少なくとも精神の障害に係る障害年金においては成り立たない。

上記の場合、受給権者は、障害年金の受給権がありそうだと感じていても、時効を中断する方法が全くないのであるから、このような不合理はあって良いはずがなく、重大かつ根本的な矛盾は、これを機会に最高裁のお力で解消していただきたい。

(5) 「それは確認できるだけの資料がなかっただけのこと」について

ア 障害の状態を確認できる資料があっても裁量で棄却されていることについて

障害年金の障害等級の認定をめぐっては、認定医の判断に個人差があり、処分庁は、ほとんど認定医の判断に従って処分をしているので、色々な問題が発生している。不服申立てでは収まらず、障害等級の認定について訴訟に発展するケースもままある。

原審は、このような場合も、いとも簡単に「資料がなかっただけ」と誤った判断をしているが、実体はそのような単純なものではない。(甲第号証の1ないし甲第51号証の3)

イ 資料が確認されても多くの棄却の事実が存在することについて

T様の事例では、某大学病院における診断書であったが、当初の診断書(甲第51号証の1)が面接もないまま書かれたものであったので、数度の入院の事実を見逃し、「在宅」と記載する等の重大な誤記が多数あった。

結果、2回も診断書を訂正してもらっているが、訂正未完の内に担当医が転出されてしまったので、これが最終判断に使われてしまった事例（**甲第51号証の2**）である。

この医師の最終訂正版でも、完全看護の入院の状態では当然変わってくるべき、診断書「⑩ 障害の状態 ウ 3 日常生活能力の程度」の部分が訂正されていなかったのも後任の医師に別の診断書を出してもらった（**甲第51号証の3**）のだが、結果、保険者は、自己に都合の良い当初の間違った診断書（**甲第51号証の2**）が正しい診断書として認定を変更しなかった。

これは、正しい資料（**甲第51号証の3**）及び下記Y参与の意見を保険者が保険者意見においても**裁量**で認めなかっただけのことであり、原審の説示は根拠のないことを証明している。

また、本件では、社会保険審査会でのY参与が、当時は、特定不能の広汎性発達障害は、障害認定上認められている病名ではなかったし、64kgあった体重が、36kgになっている事実をみれば、これは大変なことだから認めるべきだ、との意見を発言してくれたが、裁決では、このような意見のあったことも記載されずに、「保険者意見」に従い棄却された。

この事実は、「資料がなかっただけ」という原審の説示が誤っていることを証明する事実であり、原審の説示は、実際の運用の実体とは食違っている。経験もない裁判官が、何の根拠もなく単なる推測で、「差異はない」、「資料がなかっただけ」等と判断しており、これは判決理由とはいえない。

2 本書第2の2（知った時から起算）について

申立人は本件支分権の消滅時効は知った時からの起算が正当な解釈である旨を主張していたが、その主張のうちの一つに改正民法の**考え方**を述べた部分があった。申立人はこれについて改正民法の時効の「起算点に係る基本的な考え方」を述べたものである（控訴理由書第5の3、20頁12行目）が、原審は申立人の主張を誤解して、現在未施行の改正民法の条文

そのものを引用して申立人の主張を退けた。これでは全く議論が噛み合っていない。

3 本書第2の3（権利行使の妨害）について

本項は、信義則違反の成否について、「裁定請求時には既に時効消滅していた」という原審の結論を既定の事実として理由としているもので、前提が崩れれば、意味をなさないものである。

4 本書第2の4（年金法の保護規定違反）について

本項も、時効消滅を既定の事実として、会計法の関係規定を排除していないから信義則に反しないとしているが、前提が崩れれば、意味をなさないものである。

5 本書第2の5（「法36条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」）について

申立人は、関係内部通知の前段の共通的な基本的事項についてその考え方を採用すべきと主張したもの（控訴理由書、第5の3、20頁13行目）である。

ところが原審は「この通知自体が、民法第158条1項の適用について通知したものであるから採用できない」、と食違いを生じさせている。

個別の通知は、その前段の通知の基礎となる基本的な考え方に基づいて作られているので、前段の表現は、正しく的確であり、かつ関連事項に関しては共通的に有効である。

6 本書第2の6（精神の障害による裁定不能が事実上の障害か）について

申立人は、本項では精神の障害のために、自らが障害年金を受けられる状態かどうか分かり得ない場合を問題にしている。ところが原審は、裁定請求は、医師の診断を受けていることが前提だから、受給権者が当然傷病について認識していることが通常のことであると説示する。

しかし、このような説示では、申立人の主張・投げかけに応えていない。申立人は、「この場合にも事実上の障害か、それともこの場合は法律上の障害と認めるのか」を問うている。従って、原審の説示自体にも以下で示すとおり矛盾がある。

実体は、本書第3の1（1）ア後半の記載のとおり、「医師の診断を受けていることが前提だから、受給権者が当然傷病について認識していることが通常のことである」から裁定請求ができるとはならない。

精神の障害では、実質的に事理弁識能力もないような状態のことも多いのであるから、これを個人的な事情であると片付けてしまうことは、権利行使期待可能性の面で、上記昭和40年最高裁案判例及び平成8年最高裁判例に抵触する可能性がある。

また、医師によっては、障害年金をもらおうと回復が遅くなる等と考えている医師もあり、障害年金の受給に消極的な医師もいる。そして、ほとんどの医師は、障害年金の案内もしてくれない。

従って、医師の診察を受けていても当該傷病について認識しているとはいえない。これも精神障害の特徴すらわかっていない下級裁判所の裁判官の問題のすり替えであり、申立人の主張に応えていない判示である。

第4 原審の違法と民訴法第318条との関係について

原審の違法は多岐にわたるが、本件上告受理申立ては、民訴法第318条1項に基づいているので、以下で、原審の違法と民訴法の関係条文の内容との関係を述べる。

以下1～3において民訴法第318条との関係を詳述する。このいずれの一つに該当しても、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」となるので、本件上告受理申立てを受付けいただきたい。

1 原審に最高裁判例と相反する判断があることについて

最高裁は、「単に権利行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できることをも必要とするのが相当である」（最高裁昭和40年（行ツ）第100号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁、最高裁平成4年（オ）第701号同8年3月5日第3小法廷判決・民集50巻3号383頁）としている。

ところが、精神の障害においては、縷々述べてきたように、裁定請求時には裁定請求が受理されたとしても、初診日証明を含む裁定という法定条件が未成就であり、受給の有無及び障害等級は誰にも分からないのであるから、権利行使が現実に期待できず、原審は上記の最高裁判例に相反する判断であった。

かかる意味では、この類似事件については、当然に個別に慎重に審議すべきところ、下級審においては、平成29年最高裁判例が出されて以来、一律にこれを適用して、事件の実体を審理することなく判決を下しているが、これは裁判所の姿勢としてあってはならないことであると考察する。

2 「最高裁判例がない場合にあっては、控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断がある事件」について

原審の判断は、平成24年4月20日付け名古屋高裁判決（甲4）の判断に反する。原審は、事案の異なる平成29年最高裁判例を適用して、規定の明確性等を挙げ、裁定は確認行為にすぎず、かつ裁定をすれば支給を受けられるのであるから、法36条所定の支払期が到来した時から消滅時効が進行するものと解するのが相当とする。

しかし、相手方の適用した平成29年最高裁判例は、本件精神の障害の事件とは事案の異なる身体（左下腿切断）の障害の事件であり、本件に係る判例とはいえない。

その点、甲4は、本件と同じ精神障害の事案であり、保険事故の有無や

時期・程度の客観性は、既述（第3の1(2)イA、及びB）のとおり身体（左下腿切断）の障害とは大きな違いがある。

原審の具体的判決理由では、①既定の明確性、②裁定の裁量権、③裁定請求の裁定への必然性（確認行為にすぎない）、④確認資料の存在性、及び⑤事実上の障害説（見方を変えれば、法律上の障害説）について、申立人の主張と全く反対の見解を判示している。

その最も大きな根拠として、平成29年最高裁判例を吟味なく適用しているが、この事案は、身体の障害に係る事案であり、本件障害年金の諸事情とは主要な要素において、正反対と云っていいほどの違いがある。

この判決は、通算老齢年金の最高さ判例を引用しているので、ここでは、老齢年金と障害年金の違いについて簡記する。

支給要件の規定は各々の特徴を規定しており全く異なる。障害年金には受給権者に初診日証明義務があり、障害等級認定があるので結果が出るまでは裁定されるかどうか分からない。そして、本件のような精神の障害の場合、本人に病人・障害者という自覚もないのであるから、これを事実上の事情と片付けること自体問題がある。

一方、老齢年金の保険事故は、保険事故の有無及び発生時期が客観的であり、裁定請求さえすれば全て裁定される。

原審は、単に裁定を規定する条文が、老齢年金においても障害年金においても同じ条文であることをもって、「別異に解する理由はない」と判事したが、実体はそのような簡単なものではない。（現に、福岡高裁はその違いを認めている、脚注参照）

この誤用については、老齢年金においては、裁量権が発揮されていないことにあるように思われるが、この条文に基づけば、本来、老齢年金においても立法政策上裁量権はあるのだが、老齢年金においては、その権限を

行使する必要がなく、発揮されていないだけのことである。

甲 4 それ自体の重みについては、最高裁において上告受理申立てを受付けしない旨の決定までに、約 2 年弱を要しており、3 か月や半年とは、わけが違う。その間に相手方からは、法解釈違反に関して、意見書を 2 通、反論書等を 3 通提出している。この主張内容に矛盾があれば、異なった結論となっていたはずだから、この保険者国（申立人）からの上告受理申立てを受付けなかったのは、内容を十分検討した結果であると思われる。

本件は、甲 4 の事件と類似した精神の障害に係る事案であり、原審の説示内容は、それとは主要な要素を異にする身体（左下腿切断）の障害に係る事案である平成 29 年最高裁判例を適用したもので誤った判断をしている。

3 「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について

以下の 6 項目は、いずれも原審における事項である。以下で述べる（1）ないし（6）のいずれの事実も、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」といい得る。そして、このうちの一つでも成り立てば、結論は逆転する関係にあるが、全てに成り立つ。

（1） 原審の判断は最高裁判所判例解説（甲 7）の見解に反すること

原審は、本件裁定を単なる確認行為で、裁量権が全くない旨判示¹する。しかし、甲 7 では、裁量権がないのは当然発生型の立法政策であり、国年法 16 条（厚年法 36 条に相当）の裁定は、確認行為型の立法政策に基づく

¹ 福岡高裁 平成 28 年 5 月 12 日判決 平成 27 年（行コ）第 61 号 未支給年金支給請求控訴事件では、「控訴人は、障害年金の例を出して、裁定については裁量的判断が含まれると主張するが、基本権の要件として被保険者の死亡という明確な事実を要件とする遺族年金と、様々な症状のある障害の存在を要件とする障害年金とを同列に論じることは相当ではなく、失当である」（4 頁下から 6 行目）と判示し、原審の判断とは異なり障害年金につき裁量を認める旨の正反対の判断をしている。

処分であり、既に存在する権利に影響を与えることができるほどの裁量権がある旨説示している。加えて、「社会保険関係給付の受給権が実体法上いつどのようにして発生するかは、その性質から当然導き出されるものではなく、結局、立法政策により決せられるものである。現行制度は、次の三類型に分類することができる。」（甲 7、939 頁左から 3 列目）と本件の時効の取扱いが確認行為型の立法政策によるもので、これには既に存在する権利に影響を与えることができるほどの裁量権のある旨が述べられている。

そして、この説示は、紛れもない真実で、実務運用ともフィットしているが、原審はこれに反する誤った判決を下した。

（2） 原審の判断は法務省実務研究会の見解（甲 5）に反すること

甲 5 は、年金法上の支払期月を、裁定前のものと裁定後のものを区分し、裁定前のものについては、裁定前に支払期が到来したものについては、「裁定時（ただし、初日不算入）が起算日となる。」と明記している。

ところが、原審は、これとは全く正反対の判決をしている。

なお、この研究会の権威等については、平成 30 年 2 月 1 日付け控訴理由書第 3 の 1（2）ア及びイを引用する。

（3） 原審の判断は社会保険審査会審査長経験者の見解に反すること

元社会保険審査会審査長の加茂紀久男氏は、「しかし、裁定の法律的性質は確認処分であると解されているにせよ、受給権の行使には必ず裁定を経なければならないとされているところからみれば、裁定がないうちに年金の支分権の時効期間が進行を開始するとは考えられない。」（甲第 10 号証、71 頁 9 行目）と述べている。

この著者は、裁判官としても経験も豊富で、社会保険審査会の審査長も経験され、消滅時効についても幅広く、深い知識と洞察力をお持ちの方である。

長年この問題に取り組んでこられた加茂紀久男氏でさえ、国の主張を合理的と認めるためには、「特別の行政措置」論を持ち出さないとできなかった（甲第 10 号証及び甲第 11 号証）のである。貴庁におかれましては、申立人の主張を「独自の見解」と片付けることなく、十分にご検討していただきたい。

ところが原審は、裁定前の支分権の時効進行について、この見解と反対の誤った判決を下した。

（４） 原審の判断は我が国最上級の学者の見解に反すること

年金法そのもの等が厚年法 36 条の規定は、条文のタイトルでは、（年金の支払期間及び支払期月）とし、逐条解説の（趣旨）では、「年金の支払期間及び支払期月について規定したもの」であると明記されている。

我が国最上級の学者が、期限の定めのある債権の民法第 166 条第 1 項の「権利を行使することができる時」は、「期限の到来時である」旨を説き、かつ法定条件は条件の規定が類推適用される旨を説いているが、原審は、これらに反し誤った判決を下した。

（５） 原審は支分権の問題を基本権の問題に理由なく置き替えていること

本件は、支分権の消滅時効の成否の問題である。平成 7 年最高裁判例については、規定が明確で、裁定請求さえすれば 100% 受給権に結び付くので、これを置き替えるべき理由がある。平成 29 年最高裁判例についても、弁論の経過からすると、同様の理由で、この置き替えが可能といえる。

ところが、原審は、精神の障害であるので、上記理由による置き替えはできない。にも拘らず、本件について老齢年金との違いを認めず「別異に解する理由はない」として、基本権の問題を支分権の問題に置き替えている。

しかし、本件精神の障害については、裁定請求の時点では、受給の有無

すら分からないのであるから、原審の前提条件は成り立たず、これを置き替えた原審には誤った判断がある。

(6) 原審の判断に従えば時効中断の方法がなくとも消滅時効が進行することになってしまうこと

障害年金においては、初診日証明等の関係（本書第3の1(1)ア）で、受給権者が障害年金の受給権がありそうだと感じていても、初診日証明ができない時点では裁定請求もできない。そうかといって、ほかに時効を中断する現実的手段は全くないのであるから、原審に従えば、時効中断のできない債権の消滅時効がどんどん進行し、完成してしまうという不合理が生じてしまう。

このようなことは、法の世界では絶対に許されることではないので、原審は誤った判断をしている。

第5 結語

上記第4の2(6)のような不合理は、絶対にあってはならないことであるので、精神障害者の惨状に目を向け、平成29年最高裁判例を修正していただきたい。

本件については、平成7年最高裁判例及平成29年最高裁判例が判決の前提としている条件が成り立たないのである。規定の明確性、裁定の必然性、及び法36条所定の支払期の到来性の一つをも満たさない。

原審の誤りは、法律上の障害の代表格とされている「条件未成就」及び「期限未到来」のいずれの条件も満たさない本件の支分権を時効消滅させているところにある。これは、裁判所の判断としては到底認められるものではない。

一方、社会的妥当性の面については、申立人はこの障害のため20年以上も辛苦を重ねてきた者であり、長年この不合理の解消に多面的に命を懸け

て努力してきた者である。片や相手方は福祉行政を担う国である。その国が、本来時効消滅していない障害年金を支給せず利得してしまうなどということは、到底許されることではない。

徹底的に議論する機会を与えてくださり、その上での公平・公正なご判断を切望している。

以上

別紙

平成30年（行ノ）第88号 行政上告受理申立て事件

申立人 井原 毅士生

相手方 国

理由要旨

本件裁判は、障害厚生年金の受給権者であった申立人が、初診日を昭和58年5月14日、受給権の取得を昭和59年11月として、平成19年2月22日に障害等級を3級13号として厚生労働大臣の裁定を受けたにも拘らず、相手方が、裁定請求時から逆算して遡及5年を越える年金を、時効の完成を理由に支給しなかったことに対する訴訟である。

請求内容は、裁定請求をした平成18年11月6日の時点で、最初の支払期月の翌月初日から既に5年を経過している（以下順次同様）として相手方が申立人に支給しないとした障害厚生年金2280万9456円及びこれに対する申立人主張の支払期月の翌月の初日である平成19年3月1日から支払済みまでの民法所定の割合による遅延損害金の支払いである。

相手方が、時効が完成しているとする理由の誤りは、裁定請求前には、

支給の有無も、障害等級も分からない精神の障害による障害年金についてまで、独立した権利である基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなして、基本権の発生時を基準に起算して時効消滅させているところにある。

相手方の主張は、障害年金を受ける権利の発生要件等が厚年法に明確に規定されており、裁定には裁量権はなく単なる確認行為であるから、受給権者は裁定請求さえすれば実際に障害年金の支給を受けられるのであるから、原則的な支払期月基準の起算が正当とするものである。

第一審及び原審とも相手方の主張を認めたが、これには重大な法解釈上の欠落がある。

申立人が時効は完成していないとする理由は、最高裁判例解説を始め権威ある社会保険審査会の見解やそれを裏付ける実務運用等多数ある。

争点1に係る申立人の主張は、確認行為型の裁定には裁量権があり、これが行政処分であるので、この処分を知った日の翌日が支分権消滅時効の起算日であるとするものである。

争点2に係る申立人の主張は、申立人の提訴が遅れたのは、相手方が申立人に対して、実際には時効消滅していない本件支分権について、時効消滅していた旨の文書を発し、申立人の権利行使を妨害したから、相手方の時効の援用等は信義則違反である旨の主張である。

これらについて原審は、障害年金も老齢年金も「差異を認めることはできない」、裁定請求時に既に時効消滅していたのであるから信義則に反しない旨を判示した。

原審は、支分権消滅時効の起算点（停止条件付債権）及び年金の支払期月（期限未到来）という重要な法律上の障害につき、権威ある書証を提出した申立人の見解とは、真っ向対立する判断であり、上告受理申立て理由書で詳述するとおり、原審判決は、同じ精神の障害に係る類似事件である

平成 24 年 4 月 20 日名古屋高裁判決等の判旨に反し、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」である（民訴法第 318 条第 1 項）。

なお、申立人は、平成 29 年 10 月 17 日の身体(左下腿切断)の障害に係る最高裁判例を議論の経緯上否定するものではないが、この事件と本件精神の障害の事件とでは、法制上も運用上も大きな違いを認めるものである。

同様な事件について、色々不合理な判決理由が主に地方において散見されるので、法令の解釈の統一の必要性がある。

以上

証拠説明書（８）

平成 30 年（行ノ）第 88 号 行政上告受理申立て事件

平成 30 年 8 月 5 日

申立人 井原 毅士生 ㊞

番号	種目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
40	障害認定基準 (抜粋)	写し	H29.12.1 改正版	日本国政府	精神の障害に係る障害等級の認定基準が曖昧であること
41	障害基礎年金お手続きガイド (抜粋)	写し	H27.4.1	日本年金機構	障害の原因となった傷病を特定する必要のあること 困難性のある初診日証明が受給権者の義務であり、それができないと裁定請求もできないこと 肢体の切断の障害は、障害認定日が「切断または離断日」と決められていること
42	受診先一覧表	写し	H30.7.1	木戸義明社会 保険労務士	精神障害の場合、医師の診断を受けていても、受給権者が当然傷病について認識しているとは限らないこと むしろ、初期の段階では、認識していないことの方が一般的であること

4 3	処分変更に伴う今後の取り扱いについて	写し	H23.3.23	関東信越厚生局 社会保険審査官 川崎正二郎	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 4 の 1	社会保険審査会の審理の中止について（通知）	写し	H28.2.1	社会保険審査会 委員長	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 4 の 2	再審査請求の取下げについて	写し	H28.2.1	社会保険審査調整室 森田	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 5	厚生労働省公表資料（抜粋）	写し	H27.1.14	厚生労働省年金局事業管理課 給付事業室 池上直樹室長ほか	障害基礎年金においては、厚労省が公表した資料でも、平成22年度から平成24年度の平均で、12.5%以上の不支給があったこと 県別の不支給率の比較では、最大6倍を超える格差があり、障害年金の裁定には裁量が働いていることを物語っていること
4 6	各位 BCCで多数配信 受診メール	写し	H30.7.8	青木聖人 日本福祉大学教授	障害年金の打ち切り問題で、心臓病の子どもを守る会と厚労省が交渉していた事実
4 7	ハットはあと	写し	H30.7.5	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	新体制で、非該当支給停止の者の処分を取消し、支払う旨回答したこと 障害年金の障害等級には一定の裁量権があること
4 8 の 1	七訂 国民年金 厚生年金保険 改正法の逐条解説（抜粋）	写し	H21.2.20	中央法規出版株式会社	厚年法第36条は、年金の支払期間と支払期月を定めた規定であること
4 8 の 2	全訂 厚生年金法顕法（抜粋）	写し	S56.3	厚生省年金局年金課ほか 社会保険庁3課 株式会社社会保険法規研究会	本件支分権の支払は、ただし書が適用になること 裁定にあった月の翌月が支払期月であること
4 8 の 3	年金保険法 第3版 基本理論と解釈・判例	写し	H25.4.15	堀勝洋 法律文化社	同上

49	障害補償及び福祉 事業決定通知書	写し	H9.4.17	地方公務員災 害補償基金愛 知県支部長 鈴木礼治	年金法の支払期月は、期限の定めのある債権であること
50	注釈民法（5）総 則（5） （抜粋）		H25.1.30	川島武宜 有斐閣	民法においては、我が国第一級の学者が、「弁済期の定めは、権利を行使するに際して、最も一般的にみられる法律上の障碍となるものである。債権者は、弁済期にいたるまで権利を行使しえないから、当該権利の消滅時効は、弁済期の到来をまっしてはじめて進行を開始する。」と説いていること
51の1	S.T様の診断書	写し	H24.11.14	元新潟大学医 歯学総合病院 精神科 小野信医師	不支給となっているのは、障害の状態を確認できる資料がなかっただけではないこと
51の2	S.T様の診断書	写し	H25.2.24	元新潟大学医 歯学総合病院 精神科 小野信医師	診断書の誤記が重要であっても、転出後には、大学病院等では、その医師には訂正権限が存在しないこと 保険者の裁量で訂正未完の診断書を採用していること
51の3	S.T様の診断書	写し	H25.12.9	新潟大学医歯 学総合病院精 神科 須貝拓朗医師	障害の状態を確認できる資料があっても裁定されなかった事実 これは保険者の裁量であること

（上告理由書と共通）

以上